

購買条件

第1条 注文の承諾

本注文書は、本注文書に記載する製品およびサービス(以下「製品等」という)の購入を、本注文書で定める指図および条件に従い申込み書類となります。貴社(個人の場合を含む。以下同様)が本注文書を承諾することで、本注文書はその指図および条件のみに従う両者間の契約書として成立します。貴社が本注文書に基づき業務の履行を開始した場合、貴社は本注文書を無条件で承諾したことになります。米国オレゴン州法人 Mentor Graphics Corporation(以下「MGC」という)の子会社であるメンター・グラフィックスは、貴社の見積書、注文請書、確認書、請求書、修正申込書、その他の書式に含まれている、本注文書に対し条件を追加し、もしくは異なる条件を定める全ての条項を拒否し、これを受容れません。本注文書を承諾することで、貴社は本注文書に対し条件を追加し、もしくは異なる条件を定める当該条項が、全て無効であることに同意したものとします。

第2条 価格と支払

第1項 価格 注文された各々の製品等に対し請求される金額は、(1)本注文書に記載の価格、または(2)同等の数量および品質により、同一もしくは類似の製品等が納入された日現在に有効な価格のうち、何れか安価な方の金額によるものとします。

第2項 価格保証 貴社は、本注文書に基づき提供される価格および値引が、同等の数量により同一もしくは類似の製品等を購入する貴社の他の顧客に対し提示された金額と、少なくとも同程度に有利であることを保証するものとします。

第3項 支払 メンター・グラフィックスは、製品等の受領および検収を条件に、その購入価格金額を、本注文書で別途明記する場合を除き、各月20日までに受領した請求書に対し翌々月20日までに支払うものとします。

第4項 税金 メンター・グラフィックスは、本注文書に基づく購買に関し、国、県、その他の地方自治体により、製品等の販売および使用に対し適切に課される消費税等の全ての税金を、別途控除されない限り負担します。

第3条 納品

第1項 納期 納期厳守は本注文書に基づく貴社の義務履行における要件となります。貴社による納品が、本注文書で特定する納期に遅れる場合、メンター・グラフィックスは、他の権利および補償に加えて、当該製品等の納品を早めるのに必要な何れの手段による納品も貴社に求めることができます。通常の運送料と請求されたプレミアム料金の差額は貴社が支払うものとします。納期を満たせないことに気付いた場合、貴社は速やかにメンター・グラフィックスへ通知することを要します。予め特定した納品日に先立つ請求書は、当該製品等の納品線上げをメンター・グラフィックスが書面で特に承諾した場合を除き、特定した納品日から適切な期間が経過するまで支払いを受けられません。

第2項 梱包と出荷 納品は、梱包、木枠詰、運送または保管の費用を請求することなく、予め特定された方法で行われるものとします。また貴社は、気象条件により、または輸送中に生じ得る損傷を防ぐのに十分であり、かつ一般運送業者に求められる水準を満たす梱包を行うものとします。全ての請求書、梱包、船荷証券、船積指図書、および梱包明細書には、本注文書で記載するとおり、メンター・グラフィックスの注文書番号、各明細の製品・サービス番号および価格、数量、貴社のパーツ番号、およびメンター・グラフィックスのパーツ番号を明瞭に表示することを要します。梱包明細書は、出荷される箱詰、包装などの梱包ごとに添付するものとします。また貴社は、静電気の影響を受け易い全ての製品について、静電気放出に対する産業界標準の防護策に一致した方法で梱包を行うものとします。貴社が提供する製品の梱包材全ては、その製造過程でフロンを使用する材料を含むものであってはなりません。メンター・グラフィックスは、一切の費用を負担することなく、適切に梱包されていない製品を貴社へ返品することができます。貴社は、当該製品を適切に梱包されたものと直ちに取替えるものとします。

第4条 保証

貴社は、メンター・グラフィックスへ製品が引渡された時点から、メンター・グラフィックスによる検収完了から一年間が経過するまでのあいだ、注文された各製品がその材質および仕上において欠陥がなく、かつ添付された製品仕様または添付のない場合は貴社の該当する全ての仕様と、完全に一致して可動することを保証します。貴社は、全ての運送料を含む費用を自ら負担して、各仕様に不一致のある製品を直ちに補修し、または取替えることを要します。

第5条 返品承諾

欠陥のある製品の返品に関し、貴社が当該物品を確認する何らかの手順を設けている場合、貴社はメンター・グラフィックスから返品の意味を表示する通知を受領した日から二営業日以内に、かかる確認および承諾をメンター・グラフィックスへ付与するものとします。

第6条 変更

製品等の仕様、その他の条件、または納品に係る事項は、何れもメンター・グラフィックスの権限ある代表者が書面により同意した場合にのみ変更されます。

第7条 注文業務の中止

メンター・グラフィックスは、貴社へ別途書面により通知することで、当該書面が貴社へ提示された日から90日間のあいだ、および両者の合意により更に延長される期間中、本注文書により求めた業務の全部または一部を随時に中止することができます。かかる90日間または延長された期間中に、メンター・グラフィックスは一切の責任を負うことなく、(1)業務中止の通知を取消し業務の再開を貴社へ指示するか、または(2)本注文書に含まれる当該業務を終了することの、何れか一方を選択するものとします。

第8条 解約

第1項 無理由解除 メンター・グラフィックスは、解除の対象となる製品等の検収完了に先立ち、書面により貴社へ通知することで、一切の罰金、費用、または責任を負担することなく、本注文書またはその一部を随時に解除することができます。

第2項 解約権 メンター・グラフィックスは、次の何れかの事項が生じた場合、他に適用可能な全ての権利および補償に加えて、一切の罰金、費用、または責任を負担することなく、本注文書またはその一部を随時に解約することができます。即ち、(1)貴社が本注文書に定める納期に従い納品しない場合、(2)貴社により、または貴社に対し、破産もしくは債務超過に伴う手続が申請され、または債権者のためにする管財人もしくは受託者の選任または財産の譲渡が為された場合、(3)貴社が本注文書で定める何れかの条項を前二号で定める他にも履行せず、かかる不履行をメンター・グラフィックスが貴社へ通知した後10日以内に是正されないときです。

第9条 メンター・グラフィックスの財産

第1項 知的財産 メンター・グラフィックスは、本注文書の結果として貴社によりその全部または一部が考案、開発される全ての「本財産」に対する一切の権利、権原および権益を所有します。「本財産」の用語は、データ、文書、図面、ファイル、入出力資料、媒体、アイデア、発明、既存著作物の派生物、あらゆる形態のソフトウェア、ドキュメンテーション、および一切の関連資料などを含めて、当該資料および情報の全ての形態を意味します。著作権法第15条に基づき「職務上の著作物」とみなされる本財産のいかなる有形的表現も、当該著作物に対する著作権が甲に帰属する「職務上の著作物」であることに、貴社とメンター・グラフィックスは明示的に合意します。上記を実行するために、貴社は本財産に対する全ての権利、権原および権益(著作権法第27条および第28条に基づくものを含む)を、メンター・グラフィックスへ譲渡することに同意し、かつ

本注文書に従い明示的に譲渡するものとします。加えて貴社は、著作権法第18条、第19条および第20条第1項の人格権など、本財産の著作者に法令上留保され専属する権利を、メンター・グラフィックス、その関係会社(親会社である米国法人 Mentor Graphics Corporation およびその子会社を指す。以下同様)、および両者の各顧客による本財産のいかなる使用に対しても行使しないものとします。貴社は全ての本財産に、メンター・グラフィックスの所有権を明示する告知文を付さなければなりません。

第2項 特別ツール 本注文書において、記載された価格が独立の明細品目として、貴社が本注文書を履行する目的で取得した特別なツールの代価を含んでいる場合、当該特別ツールはメンター・グラフィックスの所有物になるものとし、貴社により適切かつ永久にメンター・グラフィックスの所有物として識別されるものとします。当該特別ツールは、メンター・グラフィックスの指示に従い利用、処分されます。貴社は当該特別ツールを占有している間、メンター・グラフィックスが合理的に納得できる程度まで、これを適切に管理および維持しなければなりません。メンター・グラフィックスは、貴社による本条の遵守を確認するために、貴社の施設を調査することができます。

第3項 メンター・グラフィックス供給資料 本注文書の履行において使用するため、貴社へメンター・グラフィックスから供給された全ての資料に係る損失については、その責任を貴社が負うものとします。

第10条 メンター・グラフィックス施設での作業

貴社による本注文書の履行がメンター・グラフィックスの施設での作業を含む場合、貴社は次の事項を行うものとします。即ち、(1)貴社は、人身傷害または物品の損害発生に対し必要かつ十分な防護策および適切な予防措置の全てを講じた上で、当該履行に起因し、または関連して生じる、死亡事故を含む人身傷害または財物の損害を理由とする全ての損失、訴訟、または請求(代価および代理人費用を含む)に対し、メンター・グラフィックス、その取締役、役員、従業員、および代理人を、貴社の責任において補償し免責するものとし、また(2)契約書上の保証責任とともに、勤労者を補償する法令、規則または条例の適用により要求される場合のある、保証事項ごとに十分な限度額を持った公的責任および物品の損害に対する保険に加入のうえ、これを維持することを要します。貴社はメンター・グラフィックスの求めに応じ、メンター・グラフィックスの施設での作業を開始するのに先立ち、本条の遵守を証明するために、適切な保証文言を伴う保証証書を提示するものとします。

第11条 法令・規則の遵守

第1項 法令の遵守 貴社は、適用される全ての国および地方自治体の法令、規則、および条例を遵守するものとします。また貴社は、何れかの法令を遵守しないことにより被る全ての損失および損害に対し、メンター・グラフィックス、その関係会社、および両者の各顧客を補償するものとします。また貴社は、メンター・グラフィックスへ供給される全ての製品が、労働基準法に従い製造されることを保証するものとします。

第2項 貴社供給情報 貴社は、メンター・グラフィックスが政府機関の要求事項を遵守できるように、メンター・グラフィックスが求める全ての情報を供給するものとします。

第12条 雇用者責任

メンター・グラフィックスは、適用される全ての雇用関連法規を遵守します。貴社は、これを同様に遵守することに同意するものとします。

第13条 責任制限

メンター・グラフィックスは、当該損害の可能性を予め知らされていた場合といえども、何らかの形で本注文書の結果として生じる一切の直接的、間接的、もしくは派生的な損害、または貴社の逸失利益に対し、その責任を負わないものとします。

第14条 秘密保持

本注文書による購入注文の内容、ならびに全ての関連する商業上および技術上の情報は、貴社により秘密に保持されることを要し、これを貴社はいかなる第三者へも漏洩してはならず、かつ本注文書の購入注文に関連する以外で使用してはなりません。貴社とメンター・グラフィックスの権限ある代表者が書面で別途合意しない限り、貴社からメンター・グラフィックスへ開示された商業上または技術上の情報は、何れの時または方法により開示されたかを問わず秘密とはみなされず、かつ、これらの情報に関し貴社は、当該権利が適用される特許法の下で規定されている場合を除き、メンター・グラフィックスに対し何らの権利を持たないものとします。

第15条 特許、著作権、営業秘密その他の権利

第1項 非侵害の保証 貴社は、本注文書に基づき提供される製品等(その各コンポーネント、およびユニットまたは部品などを含む)およびその使用は、第三者の何れの特許、著作権、営業秘密または他の財産権に抵触せず、または侵害しないことを保証するものとします。

第2項 侵害 本注文書に基づきメンター・グラフィックスが取得した製品等について、特許、著作権、営業秘密または他の財産権を侵害すると主張する何らかの請求が、第三者からメンター・グラフィックス、またはその関係会社に対し提起された場合に、メンター・グラフィックスまたは当該関係会社が、かかる請求の通知を最初に受取った後、合理的な期間内に貴社へ書面により通知したときは、これを貴社は自らの費用負担で防御し、かつ当該請求の成否にかかわらず、これに起因する全ての損失、代価、経費、または責任に対し、メンター・グラフィックスまたは当該関係会社を補償し免責するものとします。

第3項 差止め命令 当該申立を理由に、メンター・グラフィックスまたはその関係会社による製品等の使用に対し差止め命令が決定した場合、または貴社の見解において、製品等が第三者の特許、著作権、営業秘密その他の財産権に抵触し、または侵害するとの請求の対象になりそうな場合、貴社は自らの費用負担および選択に従い、(1)当該製品等の使用を継続できる権利をメンター・グラフィックスまたは当該関係会社のために取得し、または(2)当該製品等の仕様、またはメンター・グラフィックスまたはその関係会社による使用もしくは操作に不都合な影響を及ぼさないことを条件に、これを非侵害となるように取替えるか修正するものとします。但し、(3)前二号の何れも合理的に実施可能でない場合、貴社は、かかる権利侵害のある製品等、および当該製品等と結合して貴社が供給した他の全ての製品等を取除いたうえで、これら取除かれる部分に対しメンター・グラフィックスが支払った価格および関連する全ての運送費用を返金し、かつメンター・グラフィックスまたはその関係会社が更なる責任から免除されるように保証します。

第16条 雑則

第1項 不可抗力 貴社およびメンター・グラフィックスの何れの当事者も、合理的に管理、防止することのできない火災、暴風、反乱、人力の及ばぬ自然災害、公敵行為、または業務委託先による遅延もしくは不履行を除き、他の類似する予測不能な原因による遅延および不履行については、かかる遅延が生じた当事者において過失のない場合、その責めを負わないものとします。貴社は、遅延または不履行が生じた時から5日以内に、当該原因のあることをメンター・グラフィックスへ書面により通知することを要します。

第2項 準拠法 本注文書は、抵触法の適用を除外したうえで、全て日本法に準拠して解釈されるものとします。本注文書の下に発生する何れの紛争も、東京地方裁判所の専属的合意管轄に服します。

第3項 譲渡不可 貴社は、メンター・グラフィックスの書面による事前同意なく、全部または一部かを問わず、本注文書を他者に譲渡することはできません。

第4項 権利非放棄 貴社またはメンター・グラフィックスの何れの当事者も、本注文書に基づき有する、その何れかの権利を行使しなかったとしても、当該権利を将来に渡り放棄したことにはなりません。

第5項 弁護士費用 貴社またはメンター・グラフィックスの何れかの当事者が、本注文書の何れかの規定を強制するために訴訟を提起した場合、当該訴訟で勝訴した当事者は、裁判および上訴により生じた合理的な弁護士費用および代価を求償する権利を得るものとします。

第17条 電子注文

メンター・グラフィックスの注文書は、書面または電子的手段により提示できるものとします。電子取引は、関連する法令および条例に従い契約の合意は書面に作成されることを要求する法手続を満たしているものとみなします。

第18条 完全合意

本注文書およびその付属書は、貴社とメンター・グラフィックスの両当事者間における完全な合意を定めるものであり、明示的か黙示的かを問わず、これに先立ち、または同時に成された全ての合意、討議の内容、および了解事項に取って代わるものとなります。

<以上>